

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成16年11月18日(2004.11.18)

【公表番号】特表2000-504657(P2000-504657A)

【公表日】平成12年4月18日(2000.4.18)

【出願番号】特願平9-529286

【国際特許分類第7版】

B 6 5 D 77/28

B 6 5 D 85/00

【F I】

B 6 5 D 77/28

B 6 5 D 85/00 3 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成16年2月10日(2004.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成16年2月 10日

特許庁長官 今 井 康 夫 殿

1. 事件の表示

平成9年特許願第529286号

2. 補正をする者

名称 カプマン アクティエボラーグ

3. 代 理 人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士(7751)石田 敬



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙のとおり補正する。

7. 添付書類の目録

請求の範囲

1通



芳 式 審 査



請求の範囲

1. 掛けくぎ用の開口 (13) と製品情報 (14) とをもつカード (12, 21) を備えている、吊り下げて展示する製品用の包装物において、

そのカードが容易に取り外せない方法で製品に取り付けられ、かつそのカードが、該開口と該情報とが製品より上方で見ることができる第1の地点から、そのカードが本質的に製品の後にある第2の地点へと、回動又は摺動によって移動できることを特徴とする製品用の包装物。

2. リベット (15) によって製品の穴 (11) に回動可能に取り付けられているカード (12) を有することを特徴とする請求項1に記載の製品用の包装物。

3. リベットの固定要素部分 (17) が切り離された後は、リベットが取り外しできることを特徴とする請求項2に記載の製品用の包装物。

4. カードの縁部又はカード内の溝 (23) に沿って摺動できるクリップ (22) によって、カード (21) が摺動可能に取り付けられていることを特徴とする請求項1に記載の製品用の包装物。

5. クリップ又はクリップの一部を切断又は破断した後で、クリップを取り外しできることを特徴とする請求項4に記載の製品用の包装物。